

議事要旨(2) ASAF対応専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、2015 年アジェンダ協議に対する検討状況、概念フレームワークの見直しの状況及び基本財務諸表プロジェクトのリサーチ・アプローチ案のご説明並びにのれん及び減損に関する定量的な調査の IASB ボード会議への報告結果についてのご報告を行う旨が説明された。その後、川西常勤委員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

アジェンダ協議

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - アジェンダ協議の完了時期は明確なのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

 - フィードバック・ステートメントが出た時が完了の時期であり明確である。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 今後の作業計画が 2017 年から 2021 年の期間になっているのは、2015 年アジェンダ協議の完了が 2016 年であり、その後 5 年間だからか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

 - その通りである。

概念フレームワーク

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 受託責任に関するアプローチ C に、「資源提供に関する意思決定」の③として「投資を保有しながらその他の権利を行使するのに必要な意思決定」があるが、ここには役員の選任や役員報酬の決定などの意思決定も含まれるのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

 - 売買するのではなく継続保有することを前提にどのような権利を行使するのかということであり、この中には経営者の選解任や役員報酬の決定も含まれる。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 公開草案に対する回答者の意見から、受託責任に関するアプローチ A や B が出てくるのは分かるが、どうしてアプローチ C という考え方が出てきたのか。その背景は何か。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 売買のためにだけ情報を使っているわけではないという指摘に対して、継続保有を前提とした意思決定をどこに位置付けるかという議論になった結果、一番上の目的の中の 3 番目として位置付けたらどうかという提案になったものである。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 受託責任に関するアプローチ C のように「投資を保有しながらその他の権利を行使するのに必要な意思決定」を「資源提供に関する意思決定」に含めた真意は何か。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 「投資を保有しながらその他の権利を行使するのに必要な意思決定」には「受託責任の評価に資する情報」が、「購入/売却/保有の意思決定」及び「融資等を行うか否かの意思決定」には「正味キャッシュ・インフローの情報」が主に結びつくが、それぞれ別のものに結びつく場合もあるので、会計基準を将来設定する際のことを考えて柔軟性を持たせたと考えられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 受託責任に関するアプローチ C のように「投資を保有しながらその他の権利を行使するのに必要な意思決定」を「資源提供に関する意思決定」に含めたことにより、ある程度長期にわたる投資の保有者を念頭に置くと事業の成否の判断には時価による測定・評価よりも取得原価による測定・評価の方が有用という考え方が出てき得るのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- そういう考え方をとるために「資源提供に関する意思決定」の中身を広げたわけではないが、そのようなロジックも組めないわけではないと思われる。

基本財務諸表

- ある委員より、次のコメントがあった。

- キャッシュ・フロー計算書についてもリサーチをしようとしているが、直接法によるキャッシュ・フローの強制を再提案するという隠された意図があるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 直接法の強制を提案しても反対されることは明らかなので再提案されることは考えにくい。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- XBRL のひもづけのように基本財務諸表のデータを如何にデジタル報告で正確に使

えるようにするのかは検討すべきである。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

➤ デジタル報告の何について議論しているのかが IASB スタッフのペーパーでは必ずしも明らかではないが、XBRL のようなものであれば検討対象になり得ると思われる。

■ ある委員より、次のコメントがあった。

- 純損益の定義及び純損益とその他の包括利益の区分については、概念フレームワークプロジェクトで難しいことが分かったから検討を行わないとしているが、論理になっていないのではないか。
- ASBJ 気付事項では、(2)純損益とその他の包括利益の区分、(3)段階利益、(4)その他の包括利益の使用の要否について記載されているが、(2)と(4)がつながっていると考えてよいのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

➤ ASBJ としての純損益とリサイクリングのあり方という意味において(2)と(4)は関連している。

のれん

■ ある委員より、次のコメントがあった。

- 「経済環境が大きく変動しているのに、日本市場の減損及び償却金額が概ね変化せずに推移しているのは、実態を忠実に表現していないのではないか。」というコメントに対してどのように回答したのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

➤ 特に回答はしていない。

■ ある委員より、次のコメントがあった。

- ASBJ/EFRAG からの報告に対して出されたコメントを分析し、更なる議論に資するものにもなることもハンス議長が歓迎するといった追加の分析に該当するのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

➤ その通りである。

以 上